

寒川町訓令第7号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町建設工事入札業者指名選考委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町建設工事入札業者指名選考委員会規程の一部を改正する訓令

寒川町建設工事入札業者指名選考委員会規程（昭和55年寒川町訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「副町長」の次に「、町長室長」を加え、「学び育成部長」を「子ども育成部長」に改める。

第8条中「1,300,000円」を「2,000,000円」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。